

3 全ての子供たちの未来を応援（「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

人口減少、少子高齢化が進行する一方で、グローバル化やデジタルイゼーションも急速に進んでおり、ますます先を見通すことが難しい時代を迎えている。こうした時代を生きていく子供たちが、それぞれの家庭の経済的事情を含め、生まれ育った環境に関わらず、現在や将来に夢を持ち、その実現に必要な資質・能力を身に付け、一人一人の可能性を最大限高めることができる社会づくりを推進していく必要がある。

この新たなプランの名称にある「子供の未来を応援する」とは、「広島県の未来を創造する」ということであり、明日の広島県を支える子供たちが希望に満ち溢れ、自分の可能性を信じて何事にも果敢にチャレンジし、未来を切り拓いていけるよう、プランの目指す姿の実現に向けて取組を進めていく。

ひろしま子供の未来応援プラン

【将来にわたって目指す社会像】

すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現

～具体的な社会像～

【領域Ⅰ】

- ◆すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されている。

【領域Ⅱ】

- ◆地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを切れ目なく見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができている。

【領域Ⅲ】

- ◆様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に暖かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができている。

【施策体系】

領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境

柱1 妊娠期からの切れ目のない見守り・支援の充実

柱2 子供の居場所の充実

柱3 子育てを応援する職場環境の整備

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

柱1 児童虐待防止対策の充実

柱2 社会的養育の充実・強化

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

〔事業の内容〕

1 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

(1) 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

ア 保育士キャリアアップ研修事業（予算額 21,183 千円）

保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。（平成 29 年度創設）

第 1 表 県主催の専門研修の実施状況

（単位 人）

区 分	修了者数
令和 5 年 度	2,605
令和 4 年 度	2,290
令和 3 年 度	1,943

イ 保育教諭指導向上事業（予算額 2,952 千円）

公立幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭に対し、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。（平成 27 年度創設）

ロ ひろしま自然保育推進事業（予算額 14,617 千円）

子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス（精神的回復力）等を育むことのできる自然保育を行う団体を認証し、活動を支援するとともに、幼児教育・保育の無償化の対象としない認可外の認証団体について、運営費を補助する。（平成 29 年度創設）

第 2 表 ひろしま自然保育認証団体

（単位 団体）

認証区分	認証団体数（令和 6 年度 4 月現在）
I 型（地域の資源を活用した教育・保育を週 10 時間以上実施している団体）	52
II 型（地域の資源を活用した教育・保育を週 5 時間以上実施している団体）	12
合計	64

(2) 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

ア 朝ごはん推進事業（予算額 5,072 千円）

全ての子供が朝食を食べられる環境を整備し、子供の資質や能力を高めるために必要な生活習慣を身に着けるため、学校の敷地内で子供たちに朝ごはんを提供する。

また、市町社会福祉協議会による窓口での生活相談や自立支援事業等を通じて、食材提供が必要な子育て家庭の子供たちが朝ごはんを食べられるよう、食品を提供する取組を実施する。（令和元年度創設）

第 3 表 朝ごはん推進事業（学校敷地内での朝食提供）実施状況

（単位 箇所）

開始年度	実施市町	箇所数
令和元年度	竹原市	1
平成 30 年 度	廿日市市	1
	府中町	1

※竹原市と府中町は令和 2 年度以降、新型コロナの影響で休止中。

2 子供たちが生まれ育つ環境

(1) 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

ア 子供の予防的支援構築事業（予算額 81,627 千円）

福祉や教育など子供の育ちに関係する様々なデータを集約・分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築する。（令和元年度創設）

イ ひろしま版ネウボラ構築事業（予算額 175,614 千円）

「ひろしまネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の強化・改善につなげる。また、ネウボラに必要な専門職人材の育成支援により、ネウボラ業務の質の向上を図るほか、「ひろしまネウボラ」について、県民の共感と信頼を獲得するための戦略的 PR をモデル的に推進する。（平成 29 年度創設）

ウ 出産・子育て応援交付金（予算額 831,740 千円）

市町が主体となっていく伴走型相談支援の実施や出産・子育て応援給付金事業等に対し、県が事業費の一部を負担するとともに、出産・子育て応援給付金事業を広域的かつ電子的に実施するためのプラットフォームの構築・運営を行う。（令和 4 年度創設）

(2) 子供の居場所の充実

ア 保育所入所事務デジタル化推進事業（予算額 166 千円）

待機児童を解消するため、市町の入所調整に係るオンライン化への支援を行う。

イ 1・2 歳児受入促進事業（予算額 19,227 千円）

待機児童が発生している市町の保育施設に対して、新たな 1・2 歳児の受け入れによる公定価格が人件費相当に達しない場合にその差額を補助する。（平成 30 年度創設）

第 4 表 1・2 歳児受入促進事業実施状況

（単位 市町、円）

区 分	市 町 数	補助金額
令 和 5 年 度	5	18,924,000
令 和 4 年 度	4	21,254,000
令 和 3 年 度	5	25,853,000

ウ 保育コンシェルジュ等配置事業（予算額 29,873 千円）

保護者の働き方等に合った保育サービスを紹介するコンシェルジュ（子育て経験者等）を配置する市町への補助を行う。また、コンシェルジュに就業支援員の機能を追加することで、子どもを預けて働く保育士への就業支援を行う。（平成 25 年度創設）

第 5 表 保育コンシェルジュ配置状況

（単位 市町、円）

区 分	市 町 数	配置人数
令 和 5 年 度	3	20 人
令 和 4 年 度	4	21 人
令 和 3 年 度	4	21 人

エ 保育士キャリアアップ研修事業（予算額 21,183 千円）【再掲】

保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。（平成 29 年度創設）

オ 保育教諭指導力向上事業（予算額 2,952 千円）【再掲】

公立幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭に対し、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。（平成 27 年度創設）

カ ひろしま自然保育推進事業（予算額 14,617 千円）【再掲】

子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス（精神的回復力）等を育むことのできる自然保育を行う団体を認証し、活動を支援するとともに、幼児教育・保育の無償化の対象としない認可外の認証団体について、運営費を補助する。（平成 29 年度創設）

キ 保育士人材バンク事業（予算額 20,380 千円）

保育士人材バンクを運用し、求職者と求人者のマッチングを行うとともに、合同就職説明会や就職支援セミナー、実地研修を実施する。（平成 24 年度創設）

第 6 表 保育士人材バンクの就業マッチング状況

（単位 件）

区分	求人	求職	紹介	就職
令和 5 年度	435	112	131	127
令和 4 年度	454	134	126	122
令和 3 年度	490	115	115	112

ク 保育士離職時届出事業（予算額 4,157 千円）

令和元年度に構築した届出制度により、保育士として就業していない保育士を把握し、求人情報の提供や保育士人材バンクでの求職活動支援により、保育士の就職を支援する。（令和元年度創設）

第 7 表 保育士離職時届出状況

（単位 人）

区 分	登録者数
令和 5 年度	8
令和 4 年度	15
令和 3 年度	11

ケ 魅力ある保育所づくり推進事業（予算額 4,797 千円）

保育施設の勤務労働条件や職員間の雰囲気などを開示することや社会保険労務士等を活用した職務環境の向上を図ることにより、保育士を目指す学生等が働きたいと思える魅力ある保育所づくりを推進する。（平成 30 年度創設）

コ 県庁内保育所設置モデル事業（予算額 3,150 千円）

子ども・子育て支援新制度において新たな受入枠となる事業所内保育所について、近隣企業との共同設置モデルを県庁自らが実施・例示することにより、県内企業等の設置を促進する。（平成 27 年度創設）

サ 認定こども園等整備補助事業等（広島県安心こども基金の活用）

子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、国から交付された子育て支援対策特例交付金を原資に、平成 20 年度に「広島県安心こども基金」を設置し、平成 26 年度まで（一部は平成 28 年度まで）の間、待機児童の解消等に向けた保育所等の緊急整備や全ての子ども・家庭への支援などを実施する。

第 8 表 基金の状況

(単位 円)

区 分	積 立 額	取 崩 額	基金残高
令 和 5 年 度	15,226,000	163,223,418	1,998,715,803
令 和 4 年 度	1,411,762,394	49,084,000	2,146,682,623
令 和 3 年 度	103,269,413	1,026,089,000	784,004,229

第 9 表 安心こども基金事業一覧（健康福祉局）

区 分	事 業 名
子供の居場所の充実	保育所緊急整備事業
	小規模保育整備事業
	賃貸物件による保育所整備事業
	認定こども園整備事業
	小規模保育設置促進事業
	幼児教育・保育無償化円滑化事業
	子育て家庭支援基盤整備事業
不妊治療等支援体制の充実	不妊に悩む方への特定治療支援事業 (令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分及び不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)
新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業
	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業
	子育て世帯訪問支援臨時特例事業
	保護者支援臨時特例事業
	子どもの居場所支援整備事業
	子どもの居場所支援臨時特例事業
	子育て短期支援整備事業
	子育て短期支援臨時特例事業
	一時預かり利用者負担軽減事業
	妊婦訪問支援事業
	特定妊婦等支援整備事業
	特定妊婦等支援臨時特例事業
	社会的養護自立支援整備事業
	社会的養護自立支援実態把握事業
	児童相談所一時保護所等整備事業

<参考 認定こども園>

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年 10 月 1 日施行）が制定され、都道府県知事による認定制度である認定こども園制度が設けられた。（平成 18 年度創設）

さらに、平成 27 年 4 月から本格施行された子ども・子育て支援新制度において、学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設として新たな幼保連携型認定こども園が制度化された。

第10表 認定こども園の概要

機 能 等	認定こども園とは、都道府県知事が定める基準のもと、次の(1)及び(2)の機能を果たすことを目的として設置された施設、又は、幼稚園・保育所等のうち、これらの要件を満たすとして認定を受けた施設である。 (1) 保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能 (2) 地域における子育て支援を行う機能
類 型	認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められている。 (1) 幼保連携型 学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設 (2) 幼稚園型 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ (3) 保育所型 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ (4) 地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
認可又は認定基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、県条例（平成18年10月16日条例第46号、平成26年10月9日条例第41号）で定めている。

第11表 認定こども園の状況

(単位 市町、施設)

区 分	市町数	施設数
令和5年度(4/1現在)	22	245 (168)
令和4年度(4/1現在)	21	228 (162)
令和3年度(4/1現在)	21	215 (158)

(注) 施設数欄の () 書きは、幼保連携型認定こども園の再掲である。

シ 保育士試験の実施

保育士養成施設（学校）を卒業する者以外の者に保育士となる資格を与えるため、平成28年度から年2回保育士試験を実施する。（昭和23年度創設）平成17年度から、県が指定した試験機関が実施。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、1回目については筆記試験が中止となり、実技試験のみの実施となっている。）

第12表 保育士試験の実施状況

(単位 人、%)

区 分	受験者実数	合格者数	合格 率
令和5年度	1,177	359	30.5
令和4年度	1,413	463	32.8
令和3年度	1,423	353	24.8

ス 保育士登録の実施（予算額 8,715 千円）

保育士として業務を行う者の県知事への登録を実施する。（平成 15 年度創設）

登録手数料 申請 4,200 円、書換交付 1,600 円、再交付 1,100 円

第 13 表 保育士登録数

（単位 人）

区 分	新規登録	書換交付	再 交 付
令 和 5 年 度	1,153	569	21
令 和 4 年 度	1,322	573	24
令 和 3 年 度	1,265	705	20

セ 産休等代替職員費の助成（予算額 20,526 千円）

児童福祉施設等の職員の産休又は病休に際して、児童の処遇の確保を図るため代替の保育士等を任用した施設設置者に、その任用に要する費用を助成する。（産休：昭和 37 年度創設、病休：昭和 49 年度創設）

第 14 表 産休等代替職員への助成実績

（単位 施設、人）

区 分	任用施設数	任 用 人 数
令 和 5 年 度	44	59
令 和 4 年 度	43	58
令 和 3 年 度	41	63

ソ 子どものための教育・保育給付費の負担（予算額 15,557,427 千円）

子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項に基づき、市町が支弁した私立保育所、私立認定こども園等に係る給付費及び子ども・子育て支援法第 67 条第 2 項に基づき、市町が支弁した私立幼稚園、認可外保育施設等に係る施設利用費の一部を負担する。（平成 27 年度創設）

タ 病児保育事業・広域推進事業の助成（予算額 258,423 千円）

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業及び保育所において通園児の体調不良に対応する保育を行う費用を負担する市町に対し助成する。（平成 19 年度創設）

病児保育室の創設等の費用を負担する市町に対して助成する。（平成 29 年度創設）

県境を越えた病児保育相互利用のため、他県を利用した場合に発生する市町への補助金のうち県負担分の県間調整を行う。（平成 29 年度創設）

第 15 表 病児保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	箇 所 数	補助金額
令 和 5 年 度	20	66	159,100
令 和 4 年 度	20	60	158,900
令 和 3 年 度	19	57	152,511

（注）広島市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

チ 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の助成（予算額 2,276,142 千円）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

（平成 3 年度創設）

第16表 放課後児童クラブ事業の状況

(単位 市町、クラブ、千円)

区 分	市 町 数	クラブ数	補助金額
令和5年度	22	630	1,968,581
令和4年度	22	630	1,968,581
令和3年度	22	637	1,828,919

(注) [負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3]

ツ 放課後児童クラブ整備費の助成（予算額 82,352千円）

放課後児童クラブの設置を促進するため、市町が行う施設の整備に対して助成する。（平成13年度創設）

第17表 放課後児童クラブ整備費助成の状況

(単位 所)

区 分	創 設 等
令和5年度	6
令和4年度	7
令和3年度	5

テ 子育て支援従事者の育成・資質向上事業

(ア) 子育て支援員研修事業（予算額 8,854千円）

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保するため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度が創設され、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るための研修を実施する。（平成27年度創設）

第18表 子育て支援員の養成状況

(単位 人)

区 分	修了者数
令和5年度	286
令和4年度	247
令和3年度	266

(イ) 放課後児童支援員の認定研修事業（予算額 11,908千円）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を実施するとともに、放課後児童支援員に対して資質向上を図るための研修を実施する。（平成27年度創設）

第19表 放課後児童支援員の養成状況

(単位 人)

区 分	修了者数
令和5年度	378
令和4年度	418
令和3年度	567

(3) 子どもと子育てにやさしい生活環境と安全の確保

ア ひろしま子育て応援事業（予算額 50,798 千円）

子育て関連イベントや企業の子育て支援の取組を含めた子育て関連情報を集約し、「イクちゃんネット」等を活用して子育て当事者や支援者等への確に情報提供するとともに、地域の子育て支援団体に対し、コーディネーター派遣等による後方支援を行う。

また、寄付金を活用して、こども食堂の運営補助など、（公財）ひろしまこども夢財団が行う事業に対し助成する。

イ ひろしま子育てもっと応援事業（予算額 105,872 千円）

家庭内において女性に家事・育児負担が偏っている傾向を踏まえ、「共育て」の定着に向けて、男性の家事・育児への参画を促進するため、メディアとタイアップした大型プロモーションの実施により意識啓発を行う。

また、若い世代への子育てに対するポジティブなイメージの浸透に向け、ライフステージに応じた各種支援制度の見える化や、大学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験、ライフデザイン啓発事業を実施する。（令和6年度創設）

ウ 地域子ども・子育て支援事業（市町子育て支援事業補助金）（予算額 551,363 千円）

全ての家庭を対象とした地域子育て支援の充実を図るため、市町が行う事業に対し助成する。（平成25年度創設）

第20表 市町への助成状況

（単位 市町）

事業名	市町数	事業名	市町数
利用者支援事業	19	地域子育て支援拠点事業	19
子育て短期支援事業	16	一時預かり事業	20
乳児家庭全戸訪問事業	22	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	20
養育支援訪問事業	15		
子どもを守る地域ネットワーク強化事業	17		

（令和5年3月31日時点）

- （注）1 利用者支援事業、地域子育て支援事業は令和3年度より順次重層的支援体制整備事業交付金に移行。（R5年度末時点での移行済市町：4市町）
2 平成27年度は子ども・子育て支援交付金で対応。
3 平成26年度は保育緊急確保対策事業で対応。
4 平成25年度は安心こども基金で対応。
5 平成24年度以前は国から市町への交付金事業により実施。

エ 乳幼児医療費公費負担事業の助成（予算額 1,558,235 千円）

乳幼児の健康管理と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に対し助成する。（昭和48年度創設）

第21表 市町への助成状況

区分	内容
対象年齢	入院・通院とも就学前児まで対象
対象世帯	旧児童手当特例給付の所得制限未満の世帯
助成範囲	医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における保険適用総医療費と保険給付額との差額から、乳幼児医療費における一部負担を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1医療機関あたり1日500円（月14日を限度） ・通院：1医療機関あたり1日500円（月4日を限度）

〔負担割合 県1/2、市町1/2〕

オ 児童手当等の支給（予算額 6,209,417 千円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、市町が行う児童手当の支給に要する経費に対し、負担金を交付する。（昭和 46 年度創設）

第 22 表 児童手当の概要

児童手当の概要																								
令和6年9月分まで	支給要件	1 次の全てを満たす場合 (1) 中学校修了までの国内に住所を有する児童（留学中の場合を除く。）を養育していること。 (2) 養育者が国内に住所を有すること。 (3) 父、母の場合は児童と生計が同一。それ以外の養育者の場合は、その児童が父母に養育されず、かつ当該養育者がその児童の生計を維持していること。 2 その他 児童養護施設等に入所している児童についても支給する。																						
	手当額	① 所得制限額未満である者 3歳未満 月額 15,000 円 3歳以上小学校修了前（第1子・第2子） 月額 10,000 円 3歳以上小学校修了前（第3子以降） 月額 15,000 円 中学生 月額 10,000 円 ② 特例給付（所得制限の「所得制限額(1)以上、「所得制限額(2)未満の場合」） 月額 5,000 円 ③ 所得制限額(2)以上 支給なし																						
	所得制限	<table><thead><tr><th>扶養親族等の数 (カッコ内は例)</th><th>所得制限額(1)</th><th>所得制限額(2)</th></tr></thead><tbody><tr><td>0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）</td><td>622 万円</td><td>858 万円</td></tr><tr><td>1人（児童1人の場合 等）</td><td>660 万円</td><td>896 万円</td></tr><tr><td>2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）</td><td>698 万円</td><td>934 万円</td></tr><tr><td>3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）</td><td>736 万円</td><td>972 万円</td></tr><tr><td>4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）</td><td>774 万円</td><td>1,010 万円</td></tr><tr><td>5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）</td><td>812 万円</td><td>1,048 万円</td></tr></tbody></table>		扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限額(1)	所得制限額(2)	0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	622 万円	858 万円	1人（児童1人の場合 等）	660 万円	896 万円	2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698 万円	934 万円	3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736 万円	972 万円	4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774 万円	1,010 万円	5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	812 万円	1,048 万円
	扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限額(1)	所得制限額(2)																					
0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	622 万円	858 万円																						
1人（児童1人の場合 等）	660 万円	896 万円																						
2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698 万円	934 万円																						
3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736 万円	972 万円																						
4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774 万円	1,010 万円																						
5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	812 万円	1,048 万円																						
支給月	6月、10月、2月（各前月までの分を支給）																							
令和6年10月分から	支給要件	1 次の全てを満たす場合 (1) 高校生年代 までの国内に住所を有する児童（留学中の場合を除く。）を養育していること。 (2) 養育者が国内に住所を有すること。 (3) 父、母の場合は児童と生計が同一。それ以外の養育者の場合は、その児童が父母に養育されず、かつ当該養育者がその児童の生計を維持していること。 2 その他 児童養護施設等に入所している児童についても支給する。																						
	手当額	3歳未満（第1子・第2子） 月額 15,000 円 3歳以上高校生年代（第1子・第2子） 月額 10,000 円 0歳以上高校生年代（第3子以降） 月額 30,000円 ※令和6年10月支給から、所得制限を撤廃。																						
	支給月	偶数月（各前月までの分を支給）																						

カ 新たな子育て家庭支援の基盤の早急な整備（予算額 43,639 千円）

妊産婦、子育て世帯、子供への一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。（令和3年度創設）

3 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

(1) 児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待防止に向けた理解の促進

(ア) オレンジリボンキャンペーンの展開（予算額 7,162 千円）

児童虐待防止や体罰禁止についての広報啓発を行い、虐待通告及び被害児への支援についての県民の理解促進を図る。

(イ) 児童福祉月間行事の実施

毎年5月を児童福祉月間と定め、この期間に各種行事を実施し、児童福祉の理念の普及啓発を図っている。（昭和53年度創設）

イ 県こども家庭センター（児童相談所）の機能強化

(ア) 県こども家庭センターの設置運営（予算額 368,293 千円）

県内3か所（西部、東部、北部）に県こども家庭センターを設置し、子供と家庭に関する諸問題の相談に応じ、必要な調査・判定を行い、その結果に基づいて児童や保護者を支援する。（昭和22年度創設）なお、平成17年7月に児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合した、子供と家庭に関する総合的な相談支援機関として「県こども家庭センター」を開設した。

第23表 県こども家庭センターの相談対応の状況

（単位 件）

区 分	養 護 (うち虐待)	保 健	障 害	非 行	育 成	そ の 他	計
令和5年度	4,350 (3,541)	4	1,896	167	85	5	6,507
令和4年度	3,967 (3,131)	0	1,738	159	69	26	5,959
令和3年度	3,698 (2,956)	0	1,754	130	57	34	5,673

（注）広島市を除く。

(イ) 東部こども家庭センター一時保護所増改築事業（予算額 20,244 千円）

狭隘化している東部こども家庭センター一時保護所等について増改築を行い、適切に被虐待児等を保護・支援できる体制を整える。

(ウ) 医療的機能の強化（予算額 1,423 千円）

児童の怪我について診察できる法医学医師を配置するほか、広島県歯科医師会から県内2か所の一時保護所に歯科医師等を派遣し、一時保護児童に対して歯科検診及び歯科保健指導を実施する。

(エ) 法務専門員の配置（予算額 22,049 千円）

常勤弁護士を配置し、法的判断や対応をより迅速・的確に行う。

(オ) 警察との連携強化事業（予算額 7,604 千円）

児童虐待の相談件数の増大、内容の複雑化に伴い、警察とのより一層緊密な連携体制を構築するとともに、困難ケース等へ対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに現職警察官、警察 OB を配置する。

(カ) 保護者指導支援員の配置（予算額 11,515 千円）

児童福祉司とともに保護者支援等の対応にあたるこども保護者指導支援員を配置する。

(キ) 親子支援推進員の配置（予算額 127,360 千円）

児童虐待の初期対応等強化及び児童虐待防止啓発のためのスタッフを配置する。

(ク) 児童虐待対応体制の強化（予算額 6,852 千円）

職員の資質の向上と専門性を高めるための研修を開催するとともに各種研修会に参加する。

(ケ) 子供の権利擁護事業（予算額 9,179 千円）

社会的養護において子供の最善の利益を考慮した支援を実施するため、一時保護所等に入所する子供の意見を第三者が聞きとり、必要に応じて代弁するアドボカシー制度の仕組みづくりを行う。

(コ) 児童虐待対応業務支援システム（予算額 3,514 千円）

出張先でも安全に情報を確認し、組織へ適宜相談できる仕組みやリスクを適切にアセスメントするための書類作成事務のデジタル化の推進により、業務効率化を図るため、こども家庭センターにタブレット端末を導入し、運用する。

ウ 市町の機能強化の支援

(ア) 市町の在宅支援体制の強化（予算額 1,983 千円）

a 市町職員等の専門性や実践力の向上のため、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等に外部の有識者を派遣する。

b 市町職員等を対象とした研修を実施する。

(イ) 児童家庭支援センター運営事業の助成（予算額 97,326 千円）

a 地域の相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの運営費を助成する。（平成 23 年度創設）

b 児童虐待の発生予防の充実を図るとともに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う体制の強化を図るため、児童家庭支援センターに児童や保護者への指導を委託する。

(ウ) 児童委員・主任児童委員の設置

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子供を生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員への期待が高まっているため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る。(児童委員：昭和 23 年度創設、主任児童委員：平成 5 年度創設)

主任児童委員：200 名（広島市及び呉市・福山市を除く。）（令和 6 年 3 月末日現在）

(2) 社会的養育の充実・強化

ア 里親委託等の推進

(ア) 里親支援事業（予算額 53,103 千円）

「里親委託推進員」を各こども家庭センターに配置するとともに、里親制度の普及促進、登録里親の育成、社会的養護を必要とする子供と里親のマッチング、里親委託後の支援など、里親支援業務を、ノウハウを有する民間事業者に委託し、こども家庭センターと連携して里親支援を実施する。(平成 21 年度創設、民間事業者への委託：令和 5 年度創設)

第 24 表 里親委託の状況

(単位 世帯、人)

区 分		登録里親世帯数		児童が委託されている里親世帯数		委託児童数	新規登録里親世帯数	登録解除した里親世帯数
			(再掲) 専門里親 世帯数		(再掲) 専門里親 世帯数			
令和 6 年	県 分	175	1	48	0	61	20	19
	広 島 市 分	127	7	41	1	48	16	22
	計	302	8	81	1	109	36	41
令和 5 年	県 分	174	2	40	0	51	19	9
	広 島 市 分	133	7	42	2	47	27	7
	計	307	9	82	2	98	46	16
令和 4 年	県 分	164	2	44	0	54	21	9
	広 島 市 分	113	8	40	1	45	16	5
	計	277	10	84	1	99	37	14

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕
 (備考) 里親とは、虐待や親の病気、離婚などの様々な事情を抱える児童を一定期間、家庭的な環境の中で養育するため、県知事又は広島市長が登録した者。専門里親とは、児童虐待等で心身に影響を受けた児童や障害を有する児童を養育する里親のうち専門里親として県知事又は広島市長が登録した者。

第 25 表 小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）への委託の状況

(単位 所、人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 6 年	県 所 管	0	4	4	16	2	18
	広 島 市 所 管	0	2	2	0	9	9
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	6	16	11	27
令和 5 年	県 所 管	0	4	4	21	2	23
	広 島 市 所 管	0	2	2	0	9	9
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	6	21	11	32
令和 4 年	県 所 管	0	4	4	19	2	21
	広 島 市 所 管	0	2	2	0	11	11
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	6	19	13	32

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。

イ 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等

(ア) 児童福祉施設への入所措置等（予算額 3,234,538 千円）

家庭での養育が困難な児童について、その児童の健全な育成を図るため、乳児院又は児童養護施設への入所措置や里親への養護委託を行う。（昭和 22 年度創設）

第 26 表 乳児院への入所措置の状況

(単位 所、人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 6 年	県 所 管	0	1	1	11	1	12
	広 島 市 所 管	0	1	1	7	21	28
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	17	22	40
令和 5 年	県 所 管	0	1	1	13	0	13
	広 島 市 所 管	0	1	1	5	10	15
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	18	10	28
令和 4 年	県 所 管	0	1	1	15	0	15
	広 島 市 所 管	0	1	1	6	5	11
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	21	5	26

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

第 27 表 児童養護施設への入所措置の状況

(単位 所、人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 6 年	県 所 管	0	9	9	238	59	297
	広 島 市 所 管	0	4	4	48	146	194
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	13	13	286	205	491
令和 5 年	県 所 管	0	9	9	252	60	312
	広 島 市 所 管	0	4	4	56	140	196
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	13	13	308	200	508
令和 4 年	県 所 管	0	9	9	258	51	309
	広 島 市 所 管	0	4	4	65	147	212
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	2	2	4
	計	0	13	13	325	200	525

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

(イ) 施設入所児童等の育成援助

児童福祉施設入所児童の処遇改善及び健全育成を図るため、次の援助を行う。

a 児童福祉施設等親善事業への支援

b 施設入所児童の相互の理解と親善を深めるため、「なかよし運動会」等の各行事を後援する。

(昭和 35 年創設)

(ウ) 児童福祉施設職員の人材育成（予算額 83,128 千円）

a 児童福祉施設基幹的職員等研修の実施

児童福祉施設における中核職員に対して専門研修を実施することにより基幹的職員などを養成し、施設内虐待の防止及び入所児童への支援の向上を図る。

b 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図る。

c 児童養護施設等の職員人材確保事業

(a) 児童福祉施設への就職を希望する学生が実習に来る際に、指導する職員にあたる職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を行い、将来の人材確保を図る。

(b) 実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

d 児童養護施設等体制強化事業

児童指導員等の勤務環境改善に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

ウ 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

(ア) 児童自立支援施設の設置運営（予算額 259,964 千円）

非行や不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童について、児童自立支援施設（県立広島学園）において、生活指導・学習指導及び職業指導等必要な自立支援を行う。（昭和 23 年度創設）

第 29 表 児童自立支援施設（県立広島学園）入所児童の状況

（単位 人）

区 分	定員 (暫定)	小 学 校						中 学 校			その他	計
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年		
令和 6 年	県 分	16	0	0	0	1	3	1	3	2	1	11
	広島市分	6	0	0	0	0	0	0	2	1	1	4
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	22	0	0	0	1	3	1	5	3	2	15
令和 5 年	県 分	16	0	0	0	0	1	2	4	2	0	9
	広島市分	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	計	22	0	0	0	0	1	3	5	3	0	12
令和 4 年	県 分	16	0	0	0	0	0	1	3	5	4	13
	広島市分	6	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	22	0	0	0	0	0	1	3	6	6	16

(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。
暫定定員については、各年とも 3 月末日現在の数値である。

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

(イ) 親子関係再構築支援事業（予算額 5,647 千円）

児童虐待等の問題が発生している家庭に対し、西部こども家庭センター医監の指導の下、保護者及び児童への支援プログラム等を実施し、親子関係再構築を図る。また、児童養護施設等に入所している被虐待児や発達障害児に心理療法を実施し、心のケアや行動改善を図る。

(ウ) 未成年後見人支援事業（予算額 8,852 千円）

親権を行う者がいない児童の日常生活における権利を守るために選任する後見人に対し費用を助成する。

(エ) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（予算額 41,000 千円）

児童養護施設等に対し、ケア単位の小規模化・地域分散化を図るための施設開設及び職員の業務改善を図るための ICT 化を支援する。

(オ) 退所児童等アフターケア事業（予算額 28,539 千円）

児童養護施設等退所後の生活上の問題への相談に応じ、地域社会における社会的自立の促進を図る。

(カ) 身元保証人確保対策事業（予算額 420 千円）

児童養護施設の長等が身元保証人となった場合の損害保険会社に支払う保険料を補助する。

(キ) 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業（予算額 2,138 千円）

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、自立援助ホームの指導員と連携の上、心理面から入居児童等の自立支援を行う。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

令和 2 年 3 月に策定した「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就業支援機関との連携強化や施策・制度に関する情報提供を充実するとともに、ひとり親家庭に対する支援を更に拡充する。

ア ひとり親になる前の親子支援の充実

(ア) 母子家庭等自立支援事業

a ひとり親家庭サポートセンター事業（予算額 15,543 千円）

ひとり親家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施から雇用先の開拓など、一貫した就業支援サービスを提供する。（平成 15 年度創設）

ひとり親家庭等における養育費確保促進のため、ひとり親家庭サポートセンターに専任相談員を配置してケース対応による支援や支援者を対象とした講習会を実施する。また、各市町による自立支援プログラム策定などの支援が促進されるよう、市町の母子・父子自立支援員に対する研修などを実施する。（平成 27 年度創設）

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

b 日常生活支援事業等の助成（予算額 32,100 千円）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学等）又は疾病等により一時的に生活援助、保育等のサービスが必要なひとり親家庭等の世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助・保育等の事業を行う市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）に助成する。（昭和 50 年度～平成 15 年度は（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託して実施していたものを平成 16 年度から市町への補助事業として再編。）

c ひとり親家庭等生活向上事業（予算額 4,430 千円）

学生等の学習支援ボランティアを募り、ひとり親家庭の児童の学習指導をする。（平成 26 年度創設）ひとり親家庭の児童に、悩み相談を行いつつ、食事の提供や基本的な生活習慣の習得支援を行う。（平成 28 年度創設）

母子父子寡婦福祉資金の貸付における面接の機会等を活用し、ファイナンシャルプランナーによる家計相談を実施する。（令和 2 年度創設）

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会等

〈参考 各種自立援助対策〉

(1) 製造たばこ小売販売業許可の促進

母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母に製造たばこの小売販売業制度を周知させるとともに、その者が優先的に許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

(2) 公共的施設内への売店等の設置許可の促進

母子家庭の母に適当な職場を確保するため、公共的施設内へ売店等の設置が許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

(3) 特定者資格証明書等の交付

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している世帯主又は世帯員に対して、J R の通勤定期券が割引される特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を交付する。（昭和 43 年度創設）

(4) ひとり親世帯等の公営住宅への入居促進

経済的な理由で住宅に困っているひとり親家庭に対する公営住宅の入居について、優先的措置が図られるよう関係者に働きかける。（昭和 28 年度創設）

イ ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

(ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付（予算額 277,472 千円）

ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

また、母子父子寡婦福祉資金の償還については、借り受け者に対し、償還計画の樹立や償還準備の指導を行い、その償還促進に努める。（昭和 28 年度創設）

第 30 表 母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表（令和 6 年 4 月 1 日現在）

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利 率	違約金
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体等	1 回につき 3,470,000 円 1 回につき 5,220,000 円	—	貸付の日から 1 年	7 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年三・〇パーセント（令和二年三月三十一日までは五・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは一〇・七五パーセント）
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体	1 回につき 1,520,000 円	—	貸付の日から 6 か月	7 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の子	学校種別・学校別に貸付限度額が異なる。 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額	修 学 の 期 間 中	修学終了後 6 か月	10 年以内	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月 額 68,000 円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。(81 万 6 千円が限度) (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習得期間中の 5 年以内	習得期間終了後 1 年	20 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の子	月 額 68,000 円 修業中、児童について 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習得期間中の 5 年以内	習得期間終了後 1 年	20 年以内	無利子	
就職支度資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童・父母のいない児童・寡婦	1 回につき 100,000 円 (自動車購入 1 回につき 330,000 円)	—	貸付けの日から 1 年	6 年以内	※親に係る貸付けの場合 保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0% ※児童に係る貸付けの場合 無利子	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く。) ・寡婦	医 療 340,000 円 (所得税非課税 480,000 円) 介 護 500,000 円	—	医療又は介護期間終了後 6 か月	5 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	(技能習得) 月 額 141,000 円 (そ の 他) 月 額 105,000 円	知識・技能 習得期間中の 3 年以内又は医療介護期間中の 1 年以内又は離職した日の翌日から 1 年以内	知識・技能 習得期間又は医療・介護を受ける期間又は失業貸付期間終了後 6 か月	20 年以内 (技能習得) 5 年以内 (医療介護) (失業中)	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	

生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父となつて7年未満の者	月 額 105,000 円 (貸付合計 252 万円以下)	貸付けを受け始めて概ね 3 か月以内	貸付け期間終了後 6 か月	8 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	
貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利 率	違約金
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1 回につき 1,500,000 円 (災害、老朽等による増改築等の場合 2,000,000 円)	—	貸付けの日から 6 か月	6 年以内 特別 7 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年三・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは一〇・七五パーセント(令和二年三月三十一日までは五・〇パーセント)
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1 回につき 260,000 円	—	貸付けの日から 6 か月	3 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 小・中学校の就学支度資金については所得税非課税世帯の場合に限る。 自宅 自宅外 高等学校等 150,000 円 160,000 円 私立の高等学校等 410,000 円 420,000 円 修業施設 (高校卒業後) 272,000 円 282,000 円 国公立の大学等 410,000 円 420,000 円 私立の大学等 580,000 円 590,000 円 国公立の大学院 380,000 円 380,000 円 私立の大学院 590,000 円 590,000 円	—	小学校・中学校…児童が満15歳に達した日の属する学年を終了後 6 か月を経過するまで その他…就学又は修業の終了後 6 か月を終了するまで	10 年以内 (専修学校 (一般課程) 以外の就学) 5 年以内 (専修学校 (一般課程)) (修業)	無利子	
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子	婚姻する者一人につき 320,000 円	—	貸付けの日から 6 か月	5 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(イ) 母子家庭等緊急援護資金の貸付 (予算額 12,500 千円)

母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のない児童に対して、生活の安定を図るため緊急に必要とする資金を貸し付ける。(昭和 53 年度創設)

○ 委託先 (一財) 広島県ひとり親家庭等福祉連合会

第 31 表 母子家庭等緊急援護資金の概要

資金の種類		貸付理由	貸付限度額	償還期間
生活安定資金	一般	経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	30,000 円	3 か月以内
	特別	特に経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	50,000 円	6 か月以内
療養資金		母子家庭等の世帯に属する者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合	50,000 円	3 か月以内 特に必要と認められる場合は、6 か月以内
結婚資金		母子家庭等の世帯に属する者が結婚する場合	100,000 円	1 年以内

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(ウ) ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成（予算額 489,576 千円）

ひとり親家庭等の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に助成する。（昭和 54 年度創設）

第 32 表 市町への助成状況

区 分	内 容
対象者（児）	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を扶養するひとり親家庭の父又は母及び対象児童並びに父母のない対象児童
対 象 世 帯	前年の所得税が非課税の世帯
助 成 範 囲	医療保険の自己負担相当額。ただし、法令又は他の制度によって医療費の給付があるときは、その額を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

〔負担割合 県 1/2 （広島市は 40/100）、市町 1/2 （広島市は 60/100）〕

(エ) 母子生活支援施設の利用

生活上の諸問題を抱えている母と子に対して、その自立と福祉の増進を図るため、母子生活支援施設において、生活、住宅、教育及び就職についての援助指導を行う。（昭和 22 年度創設）

第 33 表 母子生活支援施設の利用の状況

（単位 所、世帯）

区 分		施 設 数			入 所 世 帯 数		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市、呉市、福山市及び県外	計
令和 6 年	県 所 管	0	4	4	16	30	46
	広島市所管	0	4	4	1	41	42
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	18	77	95
令和 5 年	県 所 管	0	4	4	17	27	44
	広島市所管	0	4	4	1	50	51
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	19	83	106
令和 4 年	県 所 管	0	4	4	22	29	51
	広島市所管	0	4	4	9	55	64
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	32	90	122

（注）各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

(オ) 母子・父子自立支援員等の設置（予算額 21,912 千円）

母子・父子自立支援員をこども家庭課に配置し、ひとり親家庭及び寡婦に対する相談及び自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、福祉の充実を図る。

また、母子父子寡婦福祉資金（昭和 28 年度創設）等の償還指導を行う福祉債権管理協力員（4 人）を配置し、福祉債権の適正な管理及び確保を図る。（平成 17 年度創設）

第 34 表 母子・父子自立支援員の相談受付状況

(単位 件)

区 分	生活一般	児 童	生活援護	そ の 他	計
令和 5 年度	41	0	18	0	59
令和 4 年度	63	15	25	0	103
令和 3 年度	133	28	32	1	194

(注) 平成 15 年 4 月から「母子相談員」から「母子自立支援員」に名称変更し、市及び福祉事務所を設置する町村も設置主体となり、また平成 26 年 10 月から「母子・父子自立支援員」に名称変更された。